

令和5年4月1日版ガイドラインからの主な改訂内容について
(5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策より)
※5月8日(月)より適用

1 「平時」と「感染流行時」に分けて対策を実施

(1) 平時

「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」、「清掃」等により、感染症対策を行う。

平時には、これら以外に特段の対策を講じる必要はない。

学校教育活動においては、**マスクの着用を求めないことを基本とする。**

(2) 感染流行時

地域や学校において感染が流行している場合などには、**マスクの着用を促すこと**や、「**近距離**」「**対面**」「**大声**」での発声や会話を控えること、**身体的距離を確保すること**などの感染症対策を一時的に講じることが考えられる。

2 出席停止の基準等の変更

- ・ 感染が確認された者の**出席停止の期間**は、**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。**
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられることのみをもって出席停止とはしないが、生徒等が新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合は、校長の判断により出席停止の措置を講じることができる。
- ・ **濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とする必要はない。**

3 一部臨時休業（学級閉鎖）の判断基準の変更

同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明しており、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合とする。

※ 季節性インフルエンザにおける対応を参考としつつ、学校医等と連携して判断する。

(※同居のご家族等の感染が疑われる場合、本人の状況をよく観察いただくとともにご心配な点がございましたら、学校までご相談ください。)